

夏休みに

# 子どもの居場所を提供します

ID 446185823 問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121



保護者が仕事等で家庭におらず、学童保育も利用していない小学生に安心・安全な居場所を提供します。

**実施日** 7月22日(月)～8月30日(金)(土・日曜日、8月12日(月・休)～16日(金)のお盆期間は除く)

※小学校は、出校日および学校行事がある日は休業します。

場所	定員	開所時間	利用料金
中央児童館	60人	午前8時～ 午後4時30分	3,000円
東小学校	62人	午前8時30分～ 午後4時30分	
西小学校	35人		
神守小学校	40人		
高台寺小学校	40人		

**対象** 食事、身の回りのことが自分でできる小学生

**持ち物** お弁当、水筒、帽子、上履き等

**申込** 5月7日(火)～22日(水)に子育て支援課にある利用申請書・就労証明書を記入し、提出してください。郵送申込の場合は5月22日(水)の消印まで受付。利用申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

※詳細は、市ホームページまたは直接問い合わせ先へ。

※定員を超えた場合、低学年優先の選考となり第2希望以降の利用場所または利用できない場合があります(兄弟揃っての利用ができない場合があります)。

## 指導員を募集しています

子どもの面倒をみるのが好きで、指導員に興味がある方は問い合わせ先へ(大学生も可)

# 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

ID 753920036 問合せ 保健センター ☎23-1551

在宅で療養が可能な小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童等に対し、日常生活用具の給付を行います。

**対象** 市内在住の小児慢性特定疾病児童等(課税の状況などにより対象外となる場合があります)

**給付種目** 表のとおり

### 注意事項

- ・ 障害者総合支援法による日常生活用具の給付対象の方は、障害者総合支援法での給付を優先します。
- ・ 手続きはすべて見積書による事前申請です。購入後の申請は対象になりません。

**その他** 申請に必要な書類等、詳細は問い合わせ先へ。



給付種目	対象者
便器	常時介護を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊便器	上肢機能に障がいのある方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
入浴補助用具	入浴に介助を要する方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきりの状態にある方
車いす	下肢が不自由な方
頭部保護帽	発作などにより頻繁に転倒する方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
クールベスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある方
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した方
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した方
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な方

# 国民年金の手続きについて

問合 保険年金課医療・年金G(市役所1階) ☎24-1114  
 中村年金事務所(名古屋市中村区太閤1-19-46) ☎052-453-7200

年金の被保険者の種類は、国民年金法の第7条第1項の第1号から第3号および同法附則の規定により次の4種類に分けられます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者
自営・農林漁業や学生、無職の20～60歳の方	会社員や公務員の方	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20～60歳の方	左記以外で国民年金に加入を希望する方

退職・転職・結婚等の場合は変更の届け出が必要になります。また各種年金の請求もご本人の手続きが必要です。各種届け出・請求は下表を参考にしてください。

## こんなときは、必ず届出を

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同じ)	市役所保険年金課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
子どもを出産したとき	第1号被保険者が出産した場合、産前産後期間の免除の届け出をする	市役所保険年金課
配偶者の扶養からはずれたとき (死亡・離婚等)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所保険年金課
海外に滞在(日本国外に住んでいる日本国籍のある方)するとき	国民年金への任意加入の制度があります	市役所保険年金課
60歳時点で年金受給資格10年*に満たない、または受給資格はあるが、受け取る年金額を満額に近づけたいとき	国民年金に任意加入(満額までの期間または65歳までの期間。なお、昭和40年4月1日以前生まれの方で65歳時点でも年金受給資格の得られない場合は、上限70歳までで受給権を満たす期間まで)ができます	市役所保険年金課
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付の申出書等を提出する	口座振替希望の金融機関
保険料を納めるのが困難なとき	免除(全額・一部)の制度があります	市役所保険年金課
50歳未満の方で保険料を納めるのが困難なとき	納付猶予の制度があります	市役所保険年金課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の制度があります	市役所保険年金課
納付案内書を紛失したとき	納付案内書の再交付を依頼する	中村年金事務所
障がい者になったとき (障害基礎年金の1級または2級程度)	障害基礎年金の請求をする	初診日が第1号被保険者→市役所保険年金課 初診日が第3号被保険者→中村年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	加入年金制度により請求先が異なります
国民年金加入中・受給中に死亡したとき	中村年金事務所・市役所に手続きの確認をする	加入・受給年金制度により手続き先が異なります

\*平成29年8月1日施行の制度改正により、今まで25年だった受給資格期間が10年に短縮されました。

# 国民健康保険からのお知らせ

ID 904564805 問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

## 令和6年度から国民健康保険税の税率および限度額が変わります

国民健康保険の財政運営の健全化を図るため、税率を見直すこととなりました。  
また、後期高齢者支援金分の限度額を22万円から24万円に引き上げます。



## 令和6年度国民健康保険税率

	医療分 限度額 650,000円		後期高齢者支援金分 限度額 240,000円		介護分 (40歳～64歳) 限度額 170,000円		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
①所得割率	6.48%	6.74%	2.33%	2.43%	1.88%	1.97%	10.69%	11.14%
②均等割	23,500円	24,600円	9,100円	9,400円	8,200円	8,500円	40,800円	42,500円
③平等割	24,400円	25,200円	6,600円	7,300円	9,400円	9,300円	40,400円	41,800円

・所得割額は、被保険者全員の(令和5年中の総所得金額等\*－基礎控除額)の合算額に、税率を乗じて算出したものになります。

※雑損失の繰越控除がある場合は、適用前の所得を用います。

- ・均等割は加入者1人当たり、平等割は1世帯当たりの金額となります。
- ・1年間の税額は上記①～③を合算したものになります。

### 変更のポイント

- ・保険税の計算が分かりやすくなります。
- ・仮算定による納めすぎ(還付)がなくなります。
- ・納税通知書の送付が1回(7月のみ)になります。

## 令和6年度から国民健康保険税の納期が変わります

普通徴収(納付書、口座振替)は、これまで5月と6月を仮算定期間とし、前年度の保険税を基に暫定的な徴収を行っていました。

保険税の算定方法を分かりやすくするために、仮算定を廃止し、7月以降に前年の総所得金額等を基に算定する方法に変更します。

### 令和5年度まで(納付開始月:5月)

納付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
算定方法	仮算定		本算定							



### 令和6年度から(納付開始月:7月)

納付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
期別	-	-	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
算定方法	仮算定廃止		本算定(当年度の保険税額を8回に分けて納付)							

## 保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がないため大変便利です。

市役所窓口では、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します。



# 令和6年度の後期高齢者医療保険料

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

令和6・7年度の保険料率は、所得割率11.13%<sup>\*1</sup>、均等割額5万3,438円、保険料賦課限度額80万円<sup>\*2</sup>です。

※1 所得101万円以下の被保険者の令和6年度の所得割率については10.40%を適用して算定します。

※2 令和6年度については令和6年度に新たに75歳に到達する方を除き、賦課限度額は73万円です。

世帯の所得状況に応じて下表のとおり均等割額を軽減します。また、会社の健康保険等の被扶養者で、これまで自分で保険料を払っていなかった方は、被保険者の資格を得た日の月から保険料の均等割額が、5割軽減され(後期高齢者医療保険制度加入後2年間のみ)所得割額は課されません。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の所得金額の合計)	令和6年度 均等割の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	7割軽減
43万円+(29万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	5割軽減
43万円+(54万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	2割軽減

※給与所得者等とは、給与所得を有する方(給与収入が55万円を超える方)または、公的年金等にかかる所得を有する方(年齢65歳未満の方にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える方、年齢65歳以上の方にあつては、当該公的年金等の収入金額が125万円を超える方)をいいます。

※65歳以上の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

なお、保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。

## 津島みまもり隊を募集します 問合せ 市民協働課市民協働G ☎55-9298

腕章を着用し、散歩等をしていただくことで、地域の犯罪抑止力が高まります。多くの方に参加していただくことで「地域の目」が光り、より一層の防犯対策になりますので、ぜひ防犯ボランティアとしてご登録ください。

### 活動内容

- ・活動に特別な制約はありません。散歩、ジョギング、犬の散歩、買い物などの外出時に、腕章を着用してください(腕章は登録者に無料で配付します)。
- ・不審者(車)を発見したときや、ひったくり、子どもの連れ去りなどを目撃したときは、110番通報してください。

対象 市内在住・在勤で、地域の防犯活動に関心のある方

募集期間 随時

申込 市民協働課および神守支所、神島田連絡所で登録票に記入

※身分を証明できるもの(免許証や保険証など)を持参してください。



## 津島市シルバー人材センターからのお知らせ 問合せ 公益社団法人津島市シルバー人材センター (総合保健福祉センター内) ☎26-8448

### 会員募集中

高齢者のライフスタイルに合わせた、軽易な就業等を提供しています。「生涯現役」を目指し、元気な会員を募集しています。

対象 市内在住60歳以上の健康で、働く意欲があり、家族の同意がある方

※当直業務(せんてい)・剪定・清掃・除草作業に興味がある方を特に募集しています。

※月に1回、入会説明会を開催しています。

### 堆肥販売(リサイクル事業)

剪定作業で出た枝葉を細かく粉砕し、鶏糞けいふんと一緒に発酵させた有機肥料(1袋8kg)を販売しています。家庭菜園や園芸に最適です。

### 野菜販売(地産地消)

毎週火曜日午前8時30分ごろから会員が作った新鮮な野菜を販売しています。

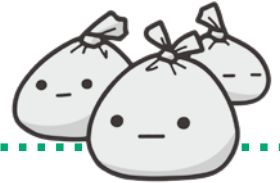
※都合により中止することがあります。

# 清掃事務所からのお知らせ

問合 清掃事務所 ☎26-4228

## 一時多量ごみの排出についてのお願い

引越しや草刈等により、ご家庭から一時的に、多量のごみが排出される場合があると思います。集積場に一度に多量のごみを出すと、収集に支障をきたすばかりか、町内の集積場トラブルにもなりかねません。このような場合、1回につき5袋程度で数回に分けて出していただくか、鹿伏兔最終処分場で許可書発行後に八穂クリーンセンター(弥富市)への自己搬入(有料)をお願いします。



## 家電製品等の無料回収業者に注意

家電製品等を無料で回収する行為は、市の許可を受けない違法行為です。これを利用すると、回収物の不法投棄につながるほか、高額な処理費を請求される恐れがあります。違法無料回収業者のチラシや、巡回トラックでの回収を見つけた場合は、問い合わせ先へご連絡ください。

### 注意事項

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電製品は、普段家電製品をお買い求めの家電量販店で有料の引き取りとなります(リサイクル料金および収集・運搬料金)。それ以外は、市の収集ルールに基づき排出してください。

**一度に何点でも OK!!**

**無料回収** 不用品  
いじりませう

回収日時 月 日 雨天決行

このチラシを貼付けて番号欄にご自宅の住所を記入し出していただくだけ!  
※回収品目・回収時間・回収場所等については、ホームページをご覧ください。

△ 自動車	△ 自転車	△ 冷蔵庫	△ 洗濯機
△ 洗濯機	△ 掃除機	△ 電子レンジ	△ テレビ
△ 冷蔵庫	△ 洗濯機	△ 電子レンジ	△ テレビ
△ 洗濯機	△ 掃除機	△ 電子レンジ	△ テレビ
△ 冷蔵庫	△ 洗濯機	△ 電子レンジ	△ テレビ

回収品目 ● 家電製品 ● ベッド ● コム製品 ● 冷蔵庫 ● 洗濯機 ● 掃除機 ● 電子レンジ ● テレビ ● その他(不用品)

**00金属** 090-1234-5678

## 使用済小型家電の回収にご協力ください

使用済小型家電には、レアメタルなどの貴重な資源が含まれています。市では、ごみの減量化・資源化を図るため、使用済小型家電の回収ボックスを設置しています。

**回収品目** 携帯電話・スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、携帯扇風機、小型テープレコーダー、USBメモリ、電子辞書、ゲーム機、電子タバコ、ポータブルカーナビ、理美容機器、各種機器のリモコンやACアダプターなど

**設置場所** 市役所本庁舎1階、神守支所、神島田連絡所

### 注意事項

- ・ 回収機器は、回収ボックスの投入口に入る大きさのもの(30cm×30cm未満)が対象です。
- ・ 携帯電話、デジタルカメラなどに記録された個人情報、自己責任で消去のうえ、回収ボックスに投入してください。



## リサイクルステーションについて

鹿伏兔最終処分場において、リサイクルステーションを開設しています。資源リサイクルで、ごみの減量にご協力ください。

**開設場所** 鹿伏兔最終処分場(鹿伏兔町字袴腰32番地)

**開設時間** 午前9時~午後3時30分

(土・日曜日、祝休日、年末年始は除く)

**搬入可能物** 新聞紙、段ボール、雑誌、古着、空き缶(スプレー缶等含む)、空きびん、ペットボトル、使用済食用油、小型家電製品(携帯電話・スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、携帯扇風機、小型テープレコーダー、USBメモリ、電子辞書、ゲーム機、電子タバコ、ポータブルカーナビ、理美容機器、各種機器のリモコンやACアダプターなど)



# いつ来るか分からない災害に備えましょう

問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594



## 避難行動要支援者支援制度

ID 153843111

この制度は、災害が発生したとき、自力での避難が難しい方など(避難行動要支援者)が、避難支援等を可能な限り地域で受けられる仕組みです。

「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意を得たうえで、避難支援等関係者(自主防災組織、町内会、民生委員等)に情報提供します。災害時の避難支援や安否確認等だけでなく、平常時の見守り活動にも役立てます。

**対象**(施設や病院などに長期入所、入院されている方を除く)

- ①ひとり暮らし老人登録者
  - ②要介護3～5の認定者
  - ③難病患者(特定疾患医療給付受給者)
  - ④身体障害者手帳1級または2級を所持している方
  - ⑤療育手帳Aを所持している方
  - ⑥精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
  - ⑦その他災害時に支援が必要な方で、登録を希望する方
- ※詳しくは、市ホームページまたは直接問い合わせ先へ。

## 親子で学ぼう!津島市地区防災訓練

南海トラフ巨大地震に備え、小学校や自主防災会と連携し、防災訓練を実施します。訓練を機会に親子間での話し合いや家族内で防災への備えを行いましょ。また、各訓練日に、サイレン吹鳴を行います。

### 南小学校区防災訓練

日時 5月25日(土) 午前8時35分

場所 南小学校

吹鳴時間 午前7時45分

吹鳴場所 南分団車庫

### 西小学校区防災訓練

日時 5月26日(日) 午前8時30分

場所 西小学校

吹鳴時間 午前7時45分

吹鳴場所 西分団車庫

※吹鳴方法 サイレン1回 45秒



## 防災教室

ID 571962612

毎月第3日曜日の家庭防災の日にあわせて親子で楽しめる防災教室を開催します。各回参加者へ防災に役立つグッズをお渡しします。

**参加費** 無料

**申込** 5月7日(火)以降(土・日曜日、祝日を除く)に電話または二次元コードからお申し込みください。

**その他** 防災教室(9～11月)の詳細は市政のひろば8月号でご案内します。



開催日時	テーマ	内容	対象	場所	定員
6月16日(日) 午前10時～11時	ポリ袋・電磁調理器で 防災食を作ろう!	各ご家庭にもあるポリ袋や 電磁調理器を使って防災食を作ります	どなた でも	生涯学習 センター 第6会議室	各 50人
7月21日(日) 午前10時～11時	身近なものを使って 防災用品を作ろう!	ペットボトル・ごみ袋などを活用 して防災用品を作ります		生涯学習センター 小ホール	
8月18日(日) 午前10時～11時	東日本大震災被災者の 体験談	東日本大震災被災者をお招きし、 当時の体験談を伺います			

## 狭い市道の解消への取り組みに関する条例を制定しました

ID 796003460

問合 都市計画課都市計画G ☎55-9627

幅員4m未満で市道認定された道路(狭あい道路)は、日常生活における車両の通行や緊急時の避難通路の確保が困難になるなどの支障をきたしています。市ではこれまで狭あい道路の解消に取り組んできましたが、津島市狭あい道路の整備の促進に関する条例を制定し、狭あい道路の解消の促進を目指します。

**施行** 令和6年7月1日(月)

**概要** 狭あい道路に接する土地に建築物を建築する際や農地を駐車場にする場合等は、市長に協議が必要です。また、狭あい道路の中心線から2m後退した土地を、分筆して市に寄附していただいた場合は、測量・分筆登記に要する費用や後退支障物件(塀や生け垣等)の除却に要する費用に対し、それぞれ最大25万円を助成します。そのほか隅切り部分の寄附等についても、一定の条件を満たす場合に助成します。

令和6年度中に測量や分筆を予定されている方は、9月末までにご相談ください。詳しくは、市ホームページまたは問い合わせ先へ。

**募集期日** 10月31日(休)

# 5月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。  
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	6月7日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課人事秘書G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	7、21日、6月4日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階福祉活動室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	28日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階福祉活動室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	8日 午前10時～正午	南文化センター 1階相談室	人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	14、21、28日、6月4日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	8、15、22、29日、6月5日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と 家族の会・愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	23日 午前10時～午後3時 予約開始は5月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	14日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	9、15、23日、6月7日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	16日 午前10時30分～正午	西地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	1、2、8、9、15、16、22、23、29、 30日、6月5、6日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

## 津島データファイル

<b>人口と世帯</b> (外国人を含む)	総数 …………… 59,829人(-169)
	男 …………… 29,499人(-90)
	女 …………… 30,330人(-79)
	世帯数 …………… 27,287世帯(+10)
	4月1日現在、( )内は前月比
<b>市内の交通事故・犯罪</b> [2月]	事故発生件数 ……17件( 22件)
	うち死亡者 …… 0人( 0人)
	犯罪発生件数 …… 35件( 63件)
( )内は令和6年中の累計	
<b>市内の火災</b>	2月 …………… 4件(5件)
	( )内は令和6年中の累計
<b>救急車の出動回数</b>	2月 …………… 262件(593件)
	( )内は令和6年中の累計

## 今月の市税や料金など 納期限 令和6年5月31日(金)

軽自動車税(種別割) ……全期 介護保険料 ……第2期  
市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金 ……5月分

## 市税の今後の納期

	6月	7月	8月
市民税・県民税	第1期	—	第2期
固定資産税・都市計画税	—	第2期	—
国民健康保険税	—	第1期	第2期

## 税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。  
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

### 取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、海部東農協同組合、あいち海部農協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)